

# 民間児童養護施設等の職員の 処遇改善の考え方



# 1. 執行の考え方



- ① 原則として、職務手当を含む月給による処遇改善を実施。
- ② 加算額を確実に処遇改善に充てるため、処遇改善計画及び実績報告を行う。（2%（民間施設給与等改善費）の処遇改善を含み、3%の処遇改善（民間施設給与等改善費）を除く。）

**【処遇改善計画】**

①加算見込額 ②処遇改善を行う給与項目 ③処遇改善実施期間 ④処遇改善の実施見込額 等

**【実績報告】**

①加算実績額 ②処遇改善の実施方法 ③処遇改善実施期間 ④処遇改善の実施に要した費用の総額 等

**【申請の流れ等】**

①施設が都道府県等に対し加算申請書を提出 → ②都道府県等が加算申請書を承認し、保護単価を設定 → ③施設が都道府県等に対し実績報告書を提出 → ④都道府県等が実績報告の確認

- ③ 研修受講の他に、業務内容を発令された場合に処遇改善の対象となる。
- ④ 処遇改善額については一定数（※1）を確保した上で、施設が必要と認める場合には、当該処遇改善対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く）に対して配分を可能とする。（※2）

**【※1 一定数を確保】**

・ 改善額通り（月額5千円から3万5千円（※））に処遇改善を行う職員を対象者数の1／4（1人未満の端数切り捨て）は確保  
※家庭支援専門相談員等の処遇改善、小規模グループケアリーダー等の処遇改善、ユニットリーダー等の処遇改善

**【※2 配分可能な処遇改善の範囲】**

・ 夜間を含む業務内容を評価した処遇改善及び支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善以外の処遇改善については配分可能

- ⑤ 各処遇改善の対象者数については上限を設定。

**【例】**

・ 小規模グループケアリーダー等が8名の場合はユニットリーダーが5名が上限 ・ 小規模グループケアリーダー等は8名が上限 等

## 配分を可能とする範囲等

### 1. 配分可能とする範囲

⇒ 夜間を含む業務内容を評価した処遇改善（児童指導員、保育士等）（月額5千円）及び支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善（主任児童指導員、主任保育士等）（月額5千円）はその他の処遇改善対象者への配分を不可とする。

上記以外の処遇改善（家庭支援専門相談員、小規模グループケアリーダー、ユニットリーダー等）（月額5千円～3万5千円）については当該処遇改善対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く）への配分を可能とする。

### 2. 配分方法の考え方【夜間を含む業務内容を評価した処遇改善及び支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善以外の処遇改善】

⇒ 配分については、各施設等における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、当該処遇改善対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）にも配分を可能（3万5千円未満）とする。

その場合であっても、改善額通り（月額5千円～3万5千円）に処遇改善を行う職員を処遇改善の内容ごとに、それぞれ対象者数の1／4（端数切り捨て）は確保する。

処遇改善	配分方法
夜間を含む業務内容を評価した処遇改善（月額5千円）	配分不可（対象者に対して改善額通りの処遇改善を実施）
職務分野別リーダー的業務内容を評価した処遇改善（月額5千円）【家庭支援専門相談員等】	配分可能 配分については、各施設等における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、各施設等の判断で、その他の処遇改善対象者（施設長及び基幹的職員を除く。）にも配分を可能（3万5千円未満）とする。
職務分野別リーダー的業務内容を評価した処遇改善（月額1万5千円）【小規模グループケアリーダー等】	その場合であっても、改善額通り（月額5千円～3万5千円）に処遇改善を行う職員を処遇改善の内容ごとに、それぞれ対象者数の1／4（端数切り捨て）は確保する。
職務分野別リーダー的業務内容を評価した処遇改善（月額3万5千円）【ユニットリーダー等】	
支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善（月額5千円）【主任児童指導員等】	配分不可（対象者に対して改善額通りの処遇改善を実施）

## 2. 研修の取扱い等について



## 研修の取扱い等

### ① 職務分野別リーダー的業務内容を評価した処遇改善に係る研修

#### (加算対象者)

- ア 施設種別ごとの以下の2つの研修を修了した者。
  - a 中堅職員相当向け研修のうちいずれか1つの研修
  - b 業務ごとの研修のうちいずれか1つの研修
- イ 小規模グループケアリーダーからユニットリーダーになるなど新たな業務につく場合は、新たにつく業務ごとの他の研修のうちいずれか1つの研修を受講すること。
- ウ 平成28年度末（平成29年3月31日）までに受講した研修については、研修修了書や復命書等により施設長が研修修了を確認し、都道府県等に対し証明を行うことにより、研修を修了したものとして取り扱えること。

#### 【平成29年度の取扱い】

- ・ 上記のアの研修のうち、a又はbのいずれかの研修が修了している者について対象とすること。なお、平成30年度以降の取扱いについては、職員の研修修了状況等を踏まえ、決定する。
- ・ 新たに処遇改善加算（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）の対象者となる場合も、a又はbのいずれかの研修が修了している者について対象とすること。

### ② 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善に係る研修

#### (加算対象者)

- ア 対象となる研修のうちいずれか1つの研修を修了した者。
- イ 平成28年度末（平成29年3月31日）までに受講した研修については、研修修了書や復命書等により施設長が研修修了を確認し、都道府県等に対し証明を行うことにより、研修を修了したものとして取り扱えること。